

○横浜港埠頭株式会社個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）の趣旨にのっとり、横浜港埠頭株式会社（以下「会社」という。）において会社が保有する個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（音声、動作その他の方法を用いて表された場合を含む。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この規程において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この規程において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この規程において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合体であつて、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

- (1) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの
- 5 この規程において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- 6 この規程において「保有個人データ」とは、会社が、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことができる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は1年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。
- 7 この規程において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 8 この規程において「特定個人情報」とは、番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- 9 この規程において「保有特定個人情報」とは、会社の社員等が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該会社の社員等が組織的に利用するものとして、当該会社が保有しているものをいう。ただし、文書（横浜港埠頭株式会社情報公開規程（以下「情報公開規程」という。）第2条に規定する文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
- 10 この規程において、「個人番号関係事務」とは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第3項の規定により、個人番号利用事務（行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が同条第1項又は第2項の規定により、その保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務）に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

(会社の責務等)

- 第3条 会社は、この規程の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めるものとする。
- 2 会社の社員等は職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(利用目的の特定等)

- 第4条 会社は個人情報を取り扱うに当たっては、法令又は条例、規則その他の規程の定

める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

- 2 会社は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的による制限）

第5条 会社は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

- 2 会社は、合併その他の事由により他の者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

- 3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

（1）法令に基づく場合

（2）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（3）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（4）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- 4 前三項の規定にかかわらず、会社は、個人番号関係事務を処理するために必要な限度を超えて、特定個人情報を取り扱ってはならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、この限りでない。

（適正な取得）

第6条 会社は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

- 2 会社は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

（1）前条第3項各号のいずれかに該当する場合

（2）当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法第76条第1項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

（3）その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

- 3 会社は、個人番号関係事務を処理するために必要があるときは、本人に対し、個人番号の提供を求めることができる。

- 4 会社は、前項の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、番号法 16 条に基づく本人確認措置をとらなければならない。
- 5 会社は、番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、個人番号の提供を求め、又は特定個人情報を収集し、若しくは保管してはならない。

(利用目的の通知等)

第 7 条 会社は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 2 会社は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」という。））に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、前項の規定にかかわらず、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産を保護するために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
- 3 会社は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。
- 4 前 3 項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、会社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(適正な維持管理)

第 8 条 会社は利用目的を達成するために必要な範囲内において、保有個人データが過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

- 2 会社は、保有個人データ及び保有特定個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の保有個人データ及び保有特定個人情報の適正な管理のために、別に定めるところにより必要な措置を講じなければならない。
- 3 会社は、保有する必要がなくなった保有個人データ及び保有特定個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、保有特定個人情報を除く保有個人データについて、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

(第三者提供の制限)

第9条 会社は、あらかじめ本人の同意を得ないで、保有個人データを当該会社以外の者（以下「第三者」という。）に提供してはならない。ただし、第5条第3項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の定めにかかわらず、会社は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を第三者に提供してはならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第10条 会社は、外国にある第三者に個人データ（特定個人情報を除く。）を提供する場合には、第5条第3項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、前条の規定は、適用しない。

(第三者提供に係る記録の作成)

第11条 会社は、個人データを第三者に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第5条第3項各号又は個人情報保護法第23条第5項各号のいずれか（前条の規定による個人データの提供にあつては、第5条第3項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

2 会社は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第12条 会社は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第5条第3項各号又は個人情報保護法第23条第5項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名

(2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 会社は、第1項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

3 会社は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期

間保存しなければならない。

(提供先への措置の要求等)

第 13 条 会社は、第 9 条第 1 項ただし書の規定により保有個人データを第三者に提供しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該提供を受けるものに対し、当該提供に係る個人情報について、使用目的及び使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又は適正に取り扱うための必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(委託先の監督)

第 14 条 会社は、個人データ又は特定個人情報を取り扱う事務を第三者に委託する場合、委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第 15 条 会社は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かななければならない。

(1) 会社の名称

(2) 全ての保有個人データの利用目的

(3) 次項の規定による求め又は第 16 条第 1 項、第 23 条第 1 項若しくは第 30 条第 1 項の規定による申出に応じる手続き

(4) 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの

2 会社は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

(2) 第 7 条第 4 項第 1 号から第 3 号に該当する場合

3 会社は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(本人開示の申出)

第 16 条 本人は、会社に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示の申出をすることができる。

2 法令の定めるところにより代理権を有する者及び前項の規定による開示の申出(以下「本人開示申出」という。)に関する代理権を与えられた者は、本人に代わって本人開示申出をすることができる。

(本人開示申出の手続)

第 17 条 本人開示申出は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「本人開示申出書（第 1 号様式）」という。）を会社に提出して行わなければならない。本人開示申出書の様式は、別に定める。

- (1) 本人開示申出をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 本人開示申出に係る保有個人データを特定するに足りる事項
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、会社が定める事項
- 2 前項の規定により本人開示申出書を提出する際、本人開示申出を行おうとする者は、会社に対し、自己が当該本人開示申出に係る保有個人データの本人又は代理人であることを証明するために必要な書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 会社は、本人開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、本人開示申出をした者（以下「本人開示申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、会社は、本人開示申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めるものとする。

(開示しないことができる保有個人データ)

第 18 条 会社は、本人開示申出に係る保有個人データを開示することにより、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 当該会社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

(本人開示申出に対する回答)

第 19 条 会社は、本人開示申出を受けたときは、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、本人開示申出者に対し、書面（第 2 号様式・第 3 号様式）の交付による方法又は本人開示申出者が同意した方法により、本人開示申出に係る保有個人データを開示するものとする。なお、開示方法の詳細については、別途定める。

- 2 会社は、本人開示申出に係る保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき又は当該保有個人データが存在しないときは、本人開示申出者に対し、遅滞なく、その旨を書面（第 4 号様式）により回答するものとする。
- 3 前 2 項の場合において、会社は、必要があると認めるときは、横浜市港湾局（以下「港湾局」という。）に助言を求めることができる。
- 4 前項の場合において、会社は、本人開示申出者の同意なく、本人開示申出者に係る個人情報に港湾局に提供してはならない。

(本人開示申出に対する回答の期限)

第20条 前条第1項の開示及び第2項の回答は、本人開示申出があった日の翌日から起算して14日以内にするものとする。ただし、第17条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、会社は、事務処理上の困難その他やむを得ない理由があるときは、本人開示申出があった日の翌日から起算して60日以内に開示又は回答するよう努めるものとする。この場合において、会社は、本人開示申出者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面（第5号様式）により通知するものとする。

（開示をしない回答に係る理由の説明）

第21条 会社は、第18条第1項各号のいずれかに該当することにより本人開示申出に係る保有個人データの全部又は一部を開示しないときは、本人開示申出者に対し、第19条第2項に規定する書面においてその理由を説明するよう努めなければならない。

（第三者に対する意見を述べる機会の付与）

第22条 本人開示申出に係る保有個人データに会社、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び本人開示申出者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、会社は、本人開示申出に対する回答をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、意見を述べる機会を与えることができる。

（訂正等申出）

第23条 本人は、会社に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）の申出をすることができる。

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正等の申出（以下「訂正等申出」という。）をすることができる。

（訂正等申出の手続）

第24条 訂正等申出は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正等申出書（第8号様式）」という。）及び訂正等申出の内容が事実と合致することを証明する資料を会社に提出しなければならない。

（1）訂正等申出をする者の氏名及び住所又は居所

（2）訂正等申出に係る保有個人データの開示を受けた日その他当該保有個人データを特定するに足る事項

（3）訂正等申出の趣旨及び理由

（4）前3号に掲げるもののほか、会社が定める事項

2 前項の規定により訂正等申出書を提出する際、訂正等申出をしようとする者は、会社

に対し、自己が当該訂正等申出に係る保有個人データの本人又は代理人であることを証明するために必要な書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 会社は、訂正等申出書に形式上の不備があると認めるときは、訂正等の申出をした者（以下「訂正等申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、会社は、訂正等申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めるものとする。

（保有個人データの訂正原則）

第 25 条 会社は、訂正等申出があった場合、その内容の訂正等に関して個人情報保護法以外の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該訂正等申出に係る保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

（訂正等申出に対する回答）

第 26 条 会社は、訂正等申出に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、訂正等申出者に対し、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を書面（第 9 号様式・第 10 号様式）により回答するものとする。

（訂正等申出に対する回答の期限）

第 27 条 前条の回答は、訂正等申出があった日の翌日から起算して 30 日以内にするものとする。ただし、第 24 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、会社は、事務処理上の困難その他やむを得ない理由があるときは、60 日以内に回答するように努めるものとする。この場合において会社は、当該訂正等申出者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面（第 5 号様式）により通知するものとする。

（訂正等をしていない回答に係る理由の説明）

第 28 条 会社は、訂正等申出に係る保有個人データの全部又は一部を訂正しないときは、訂正等申出者に対し、第 26 条に規定する書面（第 11 号様式）においてその理由を説明するように努めなければならない。

（保有個人データの提供先への通知）

第 29 条 会社は、訂正等申出に対する回答に基づく保有個人データの全部又は一部の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人データの提供先に

対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止等申出)

第 30 条 本人は、会社に対し、当該本人が識別される保有個人データが次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該各号に定める当該保有個人データの利用の停止、消去又は第三者への提供の停止（以下「利用停止等」という。）の申出をすることができる。

(1) 個人情報保護法第 16 条に規定する「利用目的による制限」に違反して取り扱われているとき又は第 17 条に規定する「適正な取得」に違反して取得されたものであるとき 当該保有個人データの利用の停止又は消去

(2) 個人情報保護法第 23 条第 1 項に規定する「第三者提供の制限」又は第 24 条に規定する「外国にある第三者への提供の制限」に違反して第三者に提供されているとき（ただし、特定個人情報については、番号法第 19 条に規定する「特定個人情報の提供の制限」に違反して第三者に提供されているとき） 当該保有個人データの第三者への提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止等申出をすることができる。

(利用停止等申出の手続)

第 31 条 利用停止等申出は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「利用停止等申出書（第 12 号様式）」という。)を会社に提出しなければならない。

(1) 利用停止等申出をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止等申出に係る保有個人データの開示を受けた日その他当該保有個人データを特定するに足りる事項

(3) 利用停止等申出の趣旨及び理由

2 前項の規定により利用停止等申出書を提出する際、利用停止等申出をしようとする者は、会社に対し、自己が当該利用停止等申出に係る保有個人データの本人又は代理人であることを証明するために必要な書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 会社は、利用停止等申出書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止等申出をした者(以下「利用停止等申出者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、会社は、利用停止等申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人データの利用停止等原則)

第 32 条 会社は、利用停止等申出があった場合において、当該利用停止等申出に理由があると認めるときは、当該利用停止等申出に係る保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合そ

の他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、利用停止等申出者の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(利用停止等申出に対する回答)

第 33 条 会社は、利用停止等申出に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、利用停止等申出者に対し、その旨を書面（第 13 号様式・第 14 号様式・第 15 号様式）により回答するものとする。

(利用停止等申出に対する回答の期限)

第 34 条 前条の回答は、利用停止等申出があった日の翌日から起算して 30 日以内にするものとする。ただし、第 24 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、会社は、事務処理上の困難その他やむを得ない理由があるときは、利用停止等申出があった日の翌日から起算して 60 日以内に回答するよう努めるものとする。この場合において会社は、当該利用停止等申出者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知するものとする。

(利用停止等をしない回答に係る理由の説明)

第 35 条 会社は、第 32 条の規定により利用停止等申出に係る保有個人データの全部又は一部について利用停止等をしないときは、利用停止等申出者に対し、第 33 条に規定する書面（第 15 号様式）において、その理由を説明するよう努めなければならない。

(異議の申出等)

第 36 条 本人開示申出者、訂正等申出者又は利用停止等申出者は、本人開示申出、訂正等申出又は利用停止等申出（以下「本人開示申出等」という。）に対する回答について不服があるときは、会社に対して書面により異議の申出（以下「異議申出」という。）をすることができる。

2 異議申出は、本人開示申出等に対する回答があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内にしなければならない。

3 異議申出があつた場合には、会社は、当該異議申出の対象となつた本人開示申出等に対する回答について再度の検討を行った上で、当該異議申出に対する回答を書面により行うものとする。

4 前項の規定による回答を行う場合において、会社は、当該異議申出を認める場合又は期間の経過などにより当該異議申出を拒否する場合を除いて、港湾局に対し助言を求めものとする。

- 5 第 19 条第 4 項の規定は、前項の場合に準用する。
- 6 会社は、港湾局から助言を受けたときは、当該助言を尊重して異議申出に対する回答を行うものとする。

(手数料負担)

第 37 条 第 15 条第 2 項の規定により個人データの利用目的について通知を受ける者、又は第 19 条の規定により本人開示申出に係る保有個人データの開示を受ける者は、個人情報保護法第 33 条に規定する手数料として、次の各号に定めるところにより、当該保有個人データの開示及び当該開示に係る書面の送付に要する費用を負担しなければならない。

- (1) 保有個人データの開示 1 件あたりに要する事務手数料の額は、別表に定めるところとする。
- (2) 保有個人データの開示に係る書面の送付に要する費用の額は、当該書面の送付に要する郵便料金相当額とする。

(苦情の処理)

第 38 条 会社は、会社における情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

- 2 会社は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。
- 3 苦情対応の責任者は、総務部長とする。

(運用状況の報告)

第 39 条 会社は、毎年 1 回、この規程の運用状況について取りまとめ、これを港湾局に報告するものとする。

(委任)

第 40 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、取締役社長が定める。

附則

- 1 この規程の改廃は、取締役会の決議によるものとする。
- 2 この規程は平成 23 年 12 月 20 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附則

- 1 この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成 29 年 6 月 7 日から施行する。